

静岡市ホームレス自立支援等実施計画（案）に対する市民意見の募集結果について

静岡市ホームレス自立支援等実施計画の見直しにあたり、市民の皆様からご意見をいただくため計画案を公表し、ご意見を募集しました。募集の結果とご意見に対する静岡市の考え方は次のとおりです。

記

- 1 募集期間 平成 25 年 12 月 24 日（火）～平成 26 年 1 月 23 日（木）
- 2 募集方法 郵送、F A X、または専用ホームページからの送信
- 3 案の公開 市ホームページ、市福祉総務課、各区市政情報コーナー
- 4 募集結果 意見項目数 20 項目  
意見者数 1 名

5 意見の概要及び意見に対する静岡市の考え方

No.	意見内容	静岡市の考え方
1	「イ 巡回相談の実施」への意見 【意見】 毎月 1 度など具体的な目標を掲げつつ、定期的な巡回相談を実施すること。 【理由】 施策推進のためには、定期的な相談の実施により、実施機関とホームレスの人々との信頼関係を築くことが何よりも重要である。	ご意見を踏まえ、定期的な巡回相談の実施を検討していきたいと考えております。
2	「（2）巡回相談及び健康相談の実施」について 【意見】 日時、回数、相談に当たった職員の職種、人員等を明記すべきである。	巡回相談及び健康相談における記載内容については今後検討していきたいと考えております。
3	「（6）公共施設の適正な利用の確保」についての意見 【意見】 「施設内に起居し、施設の適正な利用の妨げとなっているホームレスの人々に対し、巡回時に聞き取りを行い、必要に応じ福祉事務所への相談を促す等自立支援に連動した助言・指導を行い、施設の適正な利用の確保」を実施した事例数を明記すべきである。 【理由】 公共施設の適正な利用の確保のための措置は、ホームレスの人々の起居を制限する重大な人権侵害のおそれがあり、具体的に明記されるのは当然である。	ご意見を踏まえ、公共施設の適正な利用の確保のために巡視等を実施した件数についての記載は、今後検討していきたいと考えております。
4	「ア 生活相談の実施」への意見 【意見】 第 1 文の次の文を挿入すること。 「安定した居住場所の確保及び安定した生活条件の確保のため生活保護制度について積極的に情報提供し、生活保護の受給	ホームレスの人々の生活相談は様々なものがあると考えられるため、ご意見を踏まえ、以下のとおり記載内容を修正します。

	<p>を勧めます。」</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>主たる施策が生活保護の適用であるならば、ホームレスの人々に対する生活保護の積極的適用を推進するための方策を明記すべきである。</p>	<p>「福祉事務所を中心として、ホームレスの人々の要望に応じて生活相談を実施し、福祉施策の情報提供をすることで、路上（野宿）生活からの自立のための相談支援を行います。」</p>
5	<p>「イ 巡回相談の実施」への意見</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>毎月1度など具体的な目標を掲げつつ、定期的な巡回相談を実施すること。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>施策推進のためには、定期的な相談の実施により、実施機関とホームレスの人々との信頼関係を築くことが何よりも重要である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、定期的な巡回相談の実施を検討していきたいと考えております。</p>
6	<p>「（2）就業の機会の確保」への意見</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>「就労意欲のある人に対して、」の後に、「まず安定した居住の場所を確保し、その後、」を挿入すること。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>安定した居住の場所がない限り、安定した就労の場を得ることができないことは昨今のネットカフェ難民や、派遣切りにあった労働者達の例を見るまでもなく明らかである。まずは、居住場所の確保を優先すべきである。</p>	<p>ホームレス状態での就労の機会を確保することは困難であり、住居を確保した後に就業の支援を行うこととなると考えられます。ご意見を踏まえ、以下のとおり記載内容を修正します。</p> <p>「ホームレスの人々の自立を阻害する要因の一つである経済的困窮の解決のため、就労意欲及び能力のある人に対して、安定した居住場所の確保とともに、安定した雇用の場の確保や職業能力の開発等についての相談支援に努めます。」</p>
7	<p>「ア 求人情報の収集と提供及び職業紹介」への意見</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>「ハローワークの協力を得て」の前に、「安定した居住の場所を確保し、生活の安定が保たれた後に、」を挿入すること。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>安定した居住の場所を確保し、生活の安定を確保しない限り、就職は不可能である。ホームレス状態のままでは、住所がなく雇用されることは不可能であり、交通費がないため求職活動もできない。就労支援の前にまずは、安定した居住場所を確保し、生活費を支給し最低限度の生活の安定を確保すべきである。</p>	<p>本項につきましては、ホームレスの人々や余儀なくホームレスとなるおそれのある人々に対して、ハローワークと連携して安定した雇用の場の確保や職業開発等について支援を行っていくことを趣旨としております。</p> <p>ご意見のとおり、ホームレス状態で就労の機会を確保することは困難であり、住居を確保した後に就業の支援を行うこととなると考えられますので、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
8	<p>「イ 公営住宅の活用」への意見</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項を以下の通りに修正すること。</li> </ul> <p>「地域の住宅事情、ストックの状況を踏まえつつ、公営住宅の単身入居制度・優先入居制度の活用を図り、連帯保証人を得られない人びとに対しては連帯保証人を免除します。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項の次に、以下の1項を挿入すること。</li> </ul> <p>「家賃の支払いが困難な人びとに対しては家賃の免除を積極的に行い、また生活保護による住宅扶助を活用します。」</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>民間賃貸住宅に比して低廉で、しかも空き住宅が多い公営住</p>	<p>公営住宅の活用については、単身入居制度の活用を図っておりますが、現在、連帯保証人の免除や家賃の免除は行っておりません。ご意見につきましては、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>

	<p>宅をまず活用すべきである。そのため、過重な負担となっている連帯保証人の免除を行うべきである。家賃債権の確保という観点からすれば、生活保護を適用する場合であれ、年金の場合であれ、代理納付制度を活用するなど対処策は十分あるはずである。</p>	
9	<p>「ウ 住宅確保の支援」への意見</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>「失業により定まった住居を失ったホームレスの人々又は住居を失うことで余儀なくホームレスとなるおそれのある人々のうち、」の後に、「一定の収入があり生活費を賄うことが可能であるが住宅費を支払うことができない状況にある」を挿入すること。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>全く収入がないホームレスの人々に住宅手当のみ支給し、生活費については総合支援資金貸付などの借入金でまかなわせることはできない。収入がなく住宅もない人々にはまず生活保護を適用すべきである。</p>	<p>住宅支援給付と生活保護については、ホームレスの人々にそれぞれの制度内容や受給要件の違いをご理解いただき、ホームレスの人々の意思により申請を選択することとなりますので、ご意見のような無収入のホームレスの人々について、生活保護を適用する場合があります。</p>
10	<p>「（４）保健・医療の確保」への意見</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>・「ホームレスの実態調査の実施等に合わせて、」を削除し、「毎月定期的に、」に修正すること。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>本計画案が「２ 本市のホームレスの現状」で明らかにしている通り、ホームレスの人々の平均年齢は64歳を超えており、たとえ本人が健康不安の自覚を有してなくても、諸種の疾病に罹患している恐れが高い。「ホームレスの実態調査の実施等に合わせて、」というのでは、年に1回のみと言うことになり、まったく意味がない。年に1回の相談を行う間に、ホームレス状態のまま病状を悪化させることは火を見るよりも明らかであり、路上死を招く危険すらある。生命を守るための最低限の責務を果たすべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり修正いたします。</p> <p>「ホームレスの人々への巡回相談時に、必要に応じて健康相談及び保健指導を実施し、」</p> <p>また、定期的な健康相談につきましても、今後検討していきたいと考えております。</p>
11	<p>「イ 結核り患者に対する指導」への意見</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>・1項の前に以下の項を挿入すること。</p> <p>「結核にり患していることを早期発見し、結核を予防するため、1年に複数回の定期的な結核検診を行います。」</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>結核の罹患は、年一度の巡回相談などで発見しうるものではない。適切な設備を備えたレントゲン車その他を活用し、定期的な結核検診を行うべきである。ちなみについ最近、結核に罹患しているホームレス状態の男性が県立総合病院に搬送された例もある。結核罹患者がはい菌し、周囲に結核を広める危険を防ぐため、定期的な検診は必須である。</p>	<p>現在、本市で行っている結核検診の実施方法によりホームレスの人々に検診を提供することにはさまざまな課題がありますので、ご意見のとおり対応できるか今後検討してまいりたいと考えております。</p>
12	<p>「（５）生活保護等の実施」への意見</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>後段を以下の通り修正すべきである。</p> <p>「住居がなくライフラインも断たれ、最低限度の生活を維持</p>	<p>国の基本方針に定められているとおり、ホームレスの人々への生活保護の実施については、一般の人と同様であり、単にホームレスであることをもって当然</p>

	<p>できないホームレスの人々については、要保護性があることは明らかであり、迅速かつ無差別平等に生活保護を実施します。」</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>住居がなく、日々の食事にも事欠くホームレス状態については、要保護性が高いことは明らかである。ホームレス状態は、保護の要件としての資産及び能力活用のための前提条件を欠いており、直ちに保護を実施すべきである。</p>	<p>に保護の対象となるものでなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることをのみをもって保護の要件に欠けるというものではありません。</p> <p>資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない人について、法令等に基づき適正に生活保護を実施しておりますので、ご意見につきましては、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
13	<p>「イ 生活保護の実施」への意見</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>第1項を以下の通り修正すべきである。</p> <p>「ホームレスの人々は、資産、稼働能力等の活用を図っても最低限度の生活が維持できない現状にあり、要保護性が高いため、平成15年7月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「ホームレスに対する生活保護の適用について」を踏まえ、本人の申請により、または職権により、直ちに生活保護を適用します。」</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>住居がなく、日々の食事にも事欠くホームレス状態については、要保護性が高いことは明らかである。ホームレス状態は、保護の要件としての資産及び能力活用のための前提条件を欠いており、直ちに保護を実施すべきである。</p>	<p>国の基本方針に定められているとおり、ホームレスの人々への生活保護の実施については、一般の人と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものでなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることをのみをもって保護の要件に欠けるというものではありません。</p> <p>資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない人について、法令等に基づき適正に生活保護を実施しておりますので、ご意見につきましては、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
14	<p>「イ 生活保護の実施」への意見</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>第2項中段「この場合、再びホームレスに戻ることはないよう、居宅生活を継続するための支援や自立した生活を継続するための、専門的就労支援員による就労支援等を行います。」について以下のように修正すべきである。</p> <p>「この場合、再びホームレスに戻ることはないよう、居宅生活を継続するための支援を親身かつ丁寧なケースワークによって行います。また、福祉の専門知識・技術をも有する常勤の専門的就労支援員による就労支援等を行います。」</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>居宅生活の継続は、就労支援員によって行われるべきものではない。福祉援助の専門的知識と社会福祉士などの資格を有するケースワーカーによって行われるべきである。</p> <p>現在の就労支援員は嘱託で、福祉についての専門的知識も技術もなく、かえって被援助者の意欲を喪失させたり、さらには暴言を吐いて傷つけるなど適性を欠いている例が見受けられる。支援に十分な資質があり専門能力をもった常勤の支援員を配置すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ以下のとおり記載内容を修正します。</p> <p>「この場合、再びホームレスに戻ることはないよう、地域の民生委員・児童委員等と連携し協力を得ながら、生活保護のケースワーカー等による居宅生活の継続のための支援や、専門的就労支援員による就労支援を行います。」</p>
15	<p>「ア 人権の啓発」への意見</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>・以下のように修正すべきである。</p> <p>「ホームレスの人々に対する偏見や差別意識を解消し、人権</p>	<p>本市では、ホームレスの人々の人権を含めた人権啓発のための講演会を毎年度開催しており、今後も実施していく予定です。ご意見につきましては、今後の取</p>

	<p>尊重思想の普及啓発のため、ホームレスの人々の人権擁護を主題とする講演会または研修会を適切に実施するため毎年度実施計画を立て、毎年度2度以上開催します。」</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>2006年実施計画、2009年実施計画にも、全く同様に定められているが、「ホームレスの人々に対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及啓発のための講演会」は一度も開催されていない。確実に開催するための方策を講ずべきである。</p>	<p>組みの参考とさせていただきます。</p>
16	<p>「ウ 研修等の実施」への意見</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>以下のように修正すべきである。</p> <p>「職員や民生委員・児童委員の研修等において、ホームレスの人々の人権等についての研修を、ホームレスの人々の人権擁護のための取り組みを行っているボランティア団体等民間団体の協力を得て、年度計画を立て、毎年確実に2度以上実施します。」</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>ホームレスの人々に対する人権侵害をもっとも多く行っているのは福祉事務所の職員や公共施設管理に従事する職員等であり、これら職員に対するホームレスの人々の人権等についての研修は必須である。市もそれを認識した上で、2006年4月の現行実施計画にも、2009年実施計画にも新案と全く同様の定めを設けていたにも関わらず、市は「職員や民生委員・児童委員の研修等において、ホームレスの人々の人権等についての研修」を行ったことは一度としてない。先ずこの点を、市は猛省すべきである。</p> <p>確実に研修を実施する措置を具体的に明記すべきである。</p>	<p>ホームレスの人々に接する機会のある福祉事務所の職員や公共施設管理に関わる職員等に対して、初任者研修や連絡会議などの機会を通じ、本計画やホームレスの人々の人権等についての研修を実施しております。</p> <p>ボランティア団体等民間団体との協力による研修の実施につきましては、今後検討していきたいと考えております。</p>
17	<p>「イ 公共施設の適正な利用の確保」への意見</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>・イの第1項を以下のように修正すべきである。</p> <p>「都市公園その他公共の用に供する施設が、ホームレスの人々の起居により適正な利用を妨げられているときは、まず自立支援策を実施し、安定した居住の場所を確保します。ホームレスの人々が施設を退去した後に、必要があれば、法令の規定に基づき、物件の撤去等に関して助言指導等を適宜行うほか、必要と認める場合には、監督処分等の措置を講ずることにより、施設の適正な利用の確保を図ります。」</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>「必要に応じ福祉事務所への相談を促す」のみでは「自立支援」といえない。</p> <p>自立の支援策の第1の施策は、ホームレスの人々の安定した居住場所を確保することであることを明記すべきである。</p>	<p>本項につきましては、公共施設の管理者としての責務を記載しております。</p> <p>ホームレスの人々が施設内に起居することにより適正な利用が妨げられている場合には、当該施設の適正な利用の確保のため、福祉部局と連携を取り、路上（野宿）生活からの脱却を促すことや、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、ホームレスの人権に配慮しながら監督処分等の措置を講ずることを趣旨としております。</p> <p>ご意見を踏まえ、公共施設管理者と福祉部局が連携し、福祉施策を活用しながらホームレスの人々の自立への支援を実施していきたいと考えております。</p>
18	<p>「(8) 地域福祉の推進」への意見</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>(8) およびアの各大小各項目名の前に、「ホームレスの人々の自立の支援策を盛り込んだ」を入れ、以下のように修正する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、ホームレスを含めた生活困窮者の支援を地域福祉計画に盛り込むことについては、今後検討していきたいと考えております。</p>

	<p>「ホームレスの人々の自立の支援策を盛り込んだ地域福祉の推進」</p> <p>「ホームレスの人々の自立の支援策を盛り込んだ地域福祉計画の推進」</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>本実施計画は、地域福祉計画ではなく、あくまでもホームレスの人々の自立の支援を目的とするものである。したがって、一般的な地域福祉の推進を目的としても意味はない。むしろ、一般的な地域福祉計画からホームレスの人々の自立の支援が欠落していたからこそ、ホームレスの人々が都市公園等で起居することを余儀なくされているのである。</p>	
19	<p>「イ 地域関係団体の活動促進」への意見</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>イを以下の通り修正すべきである。</p> <p>「イ ホームレスの人々の自立の支援に関わる地域関係団体を含む関係団体の活動促進</p> <p>ホームレスの人々の自立の支援に関わるボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、等の活動を促進するとともに、これら団体等と連携・協議を進め、地域での支え合いやホームレスの人々および生活困窮者への支援、日常生活自立支援事業等、地域福祉の推進を図り、ホームレスの人々の自立の支援と生活困窮者等がホームレス状態に陥ることを予防します。」</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>ホームレスの人々の自立の支援およびホームレス状態に陥ることの予防という目的を明確にすべきである。</p> <p>ホームレスの自立の支援に関わる団体の活動を推進することこそ最も大切なことである。</p>	<p>平成27年度より生活困窮者自立支援法が施行され、その中では、生活困窮者を早期に発見・支援することで生活困窮状態からの自立を目指すとしていることから、ご意見を踏まえ、下記のとおり修正いたします。</p> <p>「ホームレスの人々の自立を支援するためには、ホームレスの人々の生活実態を把握しており、ホームレスの人々に最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携が重要であると考えます。これらの団体の活動を促進するとともに連携・協議を進め、ホームレスの実態把握、地域での支え合いや生活困窮者への支援、日常生活自立支援事業等、地域福祉の推進を図り、ホームレスの人々が路上（野宿）生活から自立することを支援するとともに、再び路上（野宿）生活に陥ることを防止し、新たなホームレスを生み出さない地域社会づくりを進めます。」</p>
20	<p>「7 計画の推進」への意見</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>以下のように修正すべきである。</p> <p>「実施計画に掲載した施策については、ホームレスの人々の自立の支援に取り組む民間団体の参加及び協力を得て、毎年度、ホームレスの人々の実態調査を行い、施策の取組状況及び効果を検証し、評価するなど計画の適正な推進に努めます。また、ホームレスの人々自身による実施計画の取組状況に対する評価を実施します。検証・評価結果については、公示するものとし、意見の募集を行います。また、施策の取組状況やホームレスの人々の推移、国の基本方針の変更等により実施計画を変更する必要がある場合には、計画期間の途中でも、ホームレスの人々の自立の支援に取り組む民間団体の参加及び協力を得て、計画の見直しを行います。</p>	<p>ホームレスの人々自身による本計画の取組状況に対する評価の実施は考えておりませんが、ご意見を踏まえ、毎年度、本計画の進捗管理を行い、施策の取組状況の把握など実施していきたいと考えております。</p>

	<p>なお、施策の効果とホームレスの人々の推移などを検証するため、毎年定期的にホームレスに関する実態調査を実施します。」</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>実施計画の実施に止まらず、その検証及び評価を客観的に行うために、特にホームレスの自立の支援に関わる団体の参加及び協力は必須である。また、当事者であるホームレスの人々自身による評価は不可欠である。</p>	
--	--	--